

03

自分の信用情報を調べる方法は？

信用情報

～信用情報の保有機関に対する個人情報の開示手続き～

最近、お客様等からのお問い合わせに「信用情報とは何ですか?」、「どうすれば自分の信用情報を調べられますか?」という内容のご質問が大変多くなってきたように思う。ある市では全有権者の個人情報に誰でも閲覧できる状態のままインターネット上に掲載され、流出してしまった問題も発生し、「個人情報」というものに向けられる関心がこれまで以上に強くなっている。

「信用情報」についての解説は昨年のKTQ.BIZの2月号から4回にわたり掲載したのでそちらをご覧くださいと思うが、その際、信用情報の具体的な開示方法については各機関のホームページ等の案内で確認するよう留めていた。そこで今回は、自分自身の信用情報を知るための具体的な手続き方法について記しておきたい。なお、今回、紹介する手続きはJICC(株式会社日本信用情報機構)に保有されている信用情報の開示手続きであり、2016年2月9日現在の情報である。

まず、自分自身の信用情報を確認するための制度のことを「信用情報開示制度」といい、開示申込を行う方法としては「窓口にて直接申込」、「郵送による申込」、「スマートフォンによる申込」の3種類がある(スマートフォンによる申込には専用アプリのインストールが必要)。いずれの申込方法でも手数料が必要となり、窓口での申込は500円、郵送・スマートフォンでの申込は1,000円がそれぞれ必要となる。開示申込書類に氏名や住所等を記入し、必要書類を添付して申請することになるが、信用情報の回答は申請書類に記載の氏名や住所、連絡先等と合致しない場合には本人と見なされず、「該当なし」という回答が返ってくる恐れもあるので注意が必要だ。また、旧氏名での登録情報の有無も同時に確認しておきたい場合、現氏名分とそれぞれ手数料が必要となり、郵送またはスマートフォンの場合では合計2,000円必要となることも気を付けておきたい。申請後、窓口であればその場で、郵送等

での申請であれば、1週間から10日程で結果が通知されることになる。今回は信用情報に間違いがあった場合の対処方法について解説する。

日本ファイナンス有限会社
下関店 店長
松原 剛

AFP(日本FP協会認定)

TEL083-234-3544

<http://nihon-finance.com>

借金で苦しむ人への的確なアドバイスで定評がある、消費者金融のプロフェッショナル。弁護士の人脈、債務カウンセリング、真摯に相談に乗る姿勢が認められ、感謝の声が多数寄せられている。ラジオなどのメディア出演を通して、借財に対する正しい認識を広めている。

